



報道関係者各位

令和4年6月10日

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の給付について ～6月3日に600世帯へ通知を発送、同月20日から順次支給～

・子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の対象世帯に対して、6月3日に通知文書の発送をしました。申請の受け付けを開始し、6月20日から順次、給付金を支給します。

1. 楽旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対して、特別給付金を支給し、生活を支援することを目的に子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。4月28日付けの国からの通知を受け、全国の自治体において実施するものです。

2. 支給額

児童1人あたり一律5万円

3. 支給対象世帯等

1) 対象者

- ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給した方
- ②公的年金等を受給していることにより令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない方
- ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった方

2) 今回発送数

- 1) ①の対象世帯 600世帯

3) その他

- ・今回発送の対象とした世帯へは申請不要で給付金を支給します。
- ・今回通知が届かなかった方でも、ひとり親世帯であって、公的年金等を受給しているために児童扶養手当の認定申請を行っていない方や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準になった方につきましては、対象となる可能性がありますので子ども支援課までお問い合わせください。
- ・子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)については別途お知らせします。



SDGs 未来都市

舞鶴市 子ども支援課 (担当:波多野、松本)
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
TEL:0773-66-1094、FAX:0773-62-7957
E-mail:k-shien@city.maizuru.lg.jp